

2014 年 10 月 31 日

一般社団法人電子情報技術産業協会
法務・知的財産権委員会
著作権専門委員会

意見書

一、総論

当協会は、2013 年 3 月 22 日に知的財産戦略本部に対して権利制限の一般規定の導入の更なる検討を要望したことを契機に、その後、2013 年 8 月 7 日の法制・基本問題小委員会において約 10 個のビジネスモデルを例示し、新規ビジネスの創出・拡大に向けた環境整備を継続して求めてきた。

インターネット等の情報ネットワーク産業の更なる進展や著作物の利用者及び利用形態・利用環境・利用手段等の多様化、社会環境の変化等の諸事情に鑑みると、個別権利制限規定の解釈や個別権利制限規定の追加による解決には一定の限界があると考えられてきた。その証左として、2008 年に知財戦略本部が一般規定の導入を適当と示した以降、著作権分科会等で精力的に検討され、2012 年の著作権法改正に至ったと理解している¹。

しかしながら、2012 年の著作権法改正は、知的財産権の専門家によれば、当初の著作権分科会の報告書よりも限定的であり、一般規定というよりもむしろ個別権利制限規定が追加されたにすぎないとの評価が一般的である^{2,3,4,5}。

従来の法改正においては、問題が顕在化するたびに個別権利制限規定が追加されてきたが、そのような方法を繰り返しても、改正法が施行する頃には立法事実は変化しており、折角できた新法が時代遅れのものになりかねない。また、2012 年改正の時点でも、クラウド等の重要な問題が先送りされたことが専門家から問題視されているところである⁶。さらに、規定がどんどん複雑化してわかりにくくなる弊害も生じているが、著作権法はもはや専門家集団のみに関係する法律ではなく、一般国民に最も密接な法律になりつつあり、一般の人にとっても分かりやすいルールでなければならない⁷。

なお、柔軟性のある規定に対しては、明確性の原則や予測可能性の要請から否定的な意見もある。しかしながら、刑法の正当行為等、すでに刑事法制にも違法性阻却事由に関する一般規定は存在する。したがって、これらのことのみをもって柔軟性のある規定が否定されるものでもないと思われる。むしろそれらの観点にも十分配慮しつつも、現存する事実だけを立法事実として捉えるのではなく⁸、将来の新

¹ 平成 23 年文化審議会著作権分科会報告書

http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/pdf/shingi_hokokusho_2301_ver02.pdf

² 末吉互、情報管理 Vol.55 no.10 2013 「日本版フェアユース再論」 「今回の改正法は、かなり限定されたものとなってしまった。また、C 類型や想定局面のうち、「技術の急速な進歩への対応やインターネット等を活用した著作物の利用」に対応した立法手当はない。」

³ 日本弁護士連合会 「平成 24 年著作権法改正（平成 24 年法律第 43 号）における法令審査過程に関する意見書」（2013 年 6 月 20 日）

⁴ 奥邨弘司 コピライト No. 629 Vol. 53 2013.9 「講演録フェア・ユース再考 ～平成 24 年改正を理解するために～」 「権利制限の一般規定とは呼べなくなっている、ましてや元々言われていた日本版フェア・ユース（略）からすると、はるかに個別、具体的になってしまった」

⁵ 中山信弘・松田政行・岩倉正和・横山久芳・相澤英孝 「改正著作権法と著作権法の課題」 Law and Technology No57, 2012/10

⁶ 中山信弘・岩倉正和・横山久芳・相澤英孝 「座談会 著作権法は何をめざすのか」 Law and Technology No51, 2011/4

⁷ 中山信弘・松田政行・岩倉正和・横山久芳・相澤英孝 「改正著作権法と著作権法の課題」 Law and Technology No57, 2012/10

⁸ 池村聡・壺貫田史、著作権法コンメンタール 別冊 平成 24 年改正解説 「我々立法担当者としては、（略）審議会報告書でおまとめいただいた C 類型にできるだけ忠実な形で条文化したかったですし、当然その方向で準備を進めたのですが、

規ビジネスのための環境整備に対するニーズも含めて立法事実⁹として捉えられなければならない。

益々デジタル化・ネットワーク化の進展や著作物の利用者及び利用形態・利用環境・利用手段等の多様化、社会環境の変化等に基づく法整備に対するニーズが強まる中で、柔軟性のある規定の導入を再度ご検討頂きたい。

二、各論

(1) 2012年改正法について

以下では、2012年改正の変遷を参考までに記載する。

前回の審議の際にはすでに顕在化した事実のみを立法事実としてとらえ、将来の新規ビジネスの可能性に対する環境整備の必要性は立法事実として捉えられていなかった。したがって、それらの点につきご配慮頂き、以下の報告書及び原案の妥当性も含めてご検討頂きたい。

文化審議会著作権分科会報告書「C 著作物の表現を享受しない利用」

著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用



改正法原案

第四十八条 著作権は、次の各号に掲げる場合であつて、著作権者が当該著作物の利用からもたらされるべき財産上の利益を害するおそれがないものと認められる場合においては、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

三 当該著作物を研究開発の素材として用いるために必要と認められる限度において当該著作物を利用する場合

四 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行われる役務の提供の過程において、当該役務の提供を可能とするために、知覚による表現の認識(プログラムの著作物にあつては、電子計算機を機能させることを含む)ができない態様で当該著作物を利用する場合



国会に提出された改正法案

(技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用)

第三十条の四 公表された著作物は、著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合には、その必要と認められる限度において、利用することができる。

(情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)

第四十七条の九 著作物は、情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合であつて、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、その必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案(これにより創作した二次的著作物の記録を含む。)を行うことができる。

やはり条文審査の過程で、立法事実の問題ですとか、あとはやはり明確性の原則との関係で、対象が不明確であるといった議論があり、結局、30条の4と47条の9という形で限定されることとなりました。」

⁹ 立法事実とは、「法律を制定する場合の基礎を形成し、かつその合理性を支える一般的事実、すなわち社会的、経済的、政治的もしくは科学的事実」(芦部信喜、判例時報932号12頁)

(2) 各サービスの位置づけ及び共通要素

以下では、各サービスの共通の要素①～④を記載する。同様な要素が、今後発生するであろう新規サービスにも認められる場合には、共通要素があることを考慮して正当化されるべきではないかと考える。

サービス	①著作権者に不当な不利益を与えない利用 ②サービス提供事業者にとって著作物の表現を享受するための利用 とは評価されない利用
1 クラウドサービス (ロッカーサービス)	③-1 ユーザーが適法に所有/占有する/しうる情報の活用
2 アクセシビリティ	
3 メディア変換	
4 個人向け録画視聴サービス	
5 プリントサービス	
6 eラーニング	
7 スナップショット・アーカイブ	
8 論文作成・検証支援サービス	
9 評判分析サービス	
10 法人向けTV番組検索サービス	
11 仮想化	③-2 公表された情報の異なる目的での公正な情報の活用 ・社会的有用性 ・技術進歩の享受 ・情報へのアクセス確保 ・教育目的、調査研究目的 etc.
④情報通信の円滑化または資産の効率化	

(3) 個別の権利制限規定による解決の限界

中山信弘「著作権法の憂鬱」(パテント 2013 第 66 巻第 1 号)

「日本では平成 21 年改正で、検索エンジン・ビジネスを合法化したが、今更グーグルに敵うはずもない。その規定(47 条の 6)は複雑怪奇で詳細を極めた条文であり、しかも公衆からの求めに応じて行うものという要件が課されているため、公衆からの求めに応じない、いわゆるプッシュ式の検索エンジンは違法であるということが明らかになってしまい、たちまちにして時代遅れの条文となってしまった。これからも判る通り、個別に権利制限規定だと、新しいビジネスを見越して規定を設けることは難しく、それがゆえにフェアユースの規定が必要となる。」

(4) 柔軟な規定の導入によるコンテンツ産業への経済効果

田中辰雄「フェアユース導入はコンテンツ産業にプラスかマイナスか」(GLOCOM Review 2014 年 10 月第 11 巻第 1 号(82))

台湾では、フェアユースの導入によってコンテンツ産業の伸び率は上昇している。台湾の他の個人向けサービスと比較しても上昇しているし、韓国のコンテンツ産業と比較しても上昇している。産業の伸び率が高まれば権利者の利益になるはずであるから、フェアユースの導入は権利者の利益を増やすだろう。

(5) 諸外国における各サービスの著作権法上の位置づけ

ア. 柔軟な規定を導入している最先端国家7カ国

- ① 米国 (1976年に成文化)
- ② 台湾 (1992年)¹⁰
- ③ フィリピン (1997年)
- ④ シンガポール (2004年)
- ⑤ イスラエル (2007年)
- ⑥ 韓国 (2011年)
- ⑦ マレーシア (2012年)

イ. 最先端国家7カ国における位置づけ

以下では、諸外国におけるクラウドサービス等の位置付けについて記載する。

左記の各サービスと右記の裁判例が事実関係において一致するものではないが、ここで重要なことは、すでに現存するサービスが諸外国で個別権利制限規定により適法と規定されているのではなく、諸外国の法律及び裁判では新たなビジネスに対して柔軟に解決できるような法整備がなされている点である。

サービス	最先端国家における位置づけ 以下は米国事例だが、上記6ヶ国でも1～10は同様の結論になると推認される。	
	複製・翻案	送信
1 クラウドサービス (ロッカーサービス)		
2 アクセシビリティ		
3 メディア変換		
4 個人向け録画視聴サービス		
5 プリントサービス		
6 eラーニング		
7 スナップショット・アーカイブ		
8 論文作成・検証支援サービス		
9 評判分析サービス		
10 法人向けTV番組検索サービス		
11 仮想化		

上記表中の11仮想化に関するMP3Tunesは一般規定の適用による救済例ではないが、厳格に法を適用して複製権侵害とはしなかった点が評価できるため記載した。cablevisionも一般規定の適用による救済例ではないが、訴訟中に当事者の合意によって一般規定が争点から外されたことや複製主体がユーザーである点についてはBetamaxによりフェアユースに該当すると一般的に考えられているため関連裁判例として記載した。

¹⁰田中辰雄「フェアユース導入はコンテンツ産業にプラスかマイナスか」(GLOCOM Review 2014年10月第11巻第1号(82))

- MP3Tunes 事件地裁判決
<http://beckermanlegal.com/Lawyer Copyright Internet Law/capitol mp3tunes 111025Amended Decision.pdf>
- HathiTrust 事件控訴審判決
<https://www.eff.org/files/2014/06/10/agvhathitrust.pdf>
- HathiTrust 事件地裁判決
<https://www.eff.org/files/hathitrust decision copy 2.pdf>
- GoogleBooks 事件地裁判決
<https://www.documentcloud.org/documents/834877-google-books-ruling-on-fair-use.html>
- Cablevision 事件控訴審判決
<https://www.eff.org/files/filenode/studios v cablevision/cablevision-decision.pdf>
- Betamax 事件最高裁判決
<https://w2.eff.org/legal/cases/betamax/betamax supreme ct.pdf>
- Georgia State University 事件控訴審判決
<http://media.ca11.uscourts.gov/opinions/pub/files/201214676.pdf>
- Field 事件地裁判決
http://fairuse.stanford.edu/primary_materials/cases/fieldgoogle.pdf
- Turnitin 事件控訴審判決
<http://www.ca4.uscourts.gov/Opinions/Published/081424.P.pdf>
- Perfect10 事件控訴審判決
<http://cdn.ca9.uscourts.gov/datastore/opinions/2007/12/03/0655405.pdf>

以上